

## 和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例

平成 30 年 9 月 28 日

条例第 27 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する他の地方公共団体(以下「搬入地方公共団体」という。)から納付される協力金(以下「環境保全協力金」という。)をもって、本市の環境負荷の低減を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間一般廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定により大阪府知事の許可を受けた施設又は法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により設置された施設のうち、本市に所在する民間の施設をいう。

(2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

### (協議)

第 3 条 搬入地方公共団体が、民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と搬入に係る協議を行わなければならない。協議した内容を変更しようとする場合(軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。

### (協定の締結)

第 4 条 市長は、前条に規定する協議が成立したときは、搬入地方公共団体の長と一般廃棄物の搬入に関する協定を締結しなければならない。締結した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

### (搬入通知)

第 5 条 搬入地方公共団体の長は、前条に規定する協定に基づき、一般廃棄物を搬入しようとするときは、市長に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 4 条第 9 号イの規定により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知があった場合は、その内容を確認し、一般廃棄物の搬入を承認したときは、搬入地方公共団体の長にその旨を通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 市民の健康への悪影響を防止し、又は自然環境及び生活環境を保全するために市長が必要と認めるとき。

(2) 一般廃棄物を適切に搬入することができないと市長が認めるとき。

(実績報告)

第 6 条 搬入地方公共団体の長は、民間一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入したときは、その旨を市長に報告するものとする。

(環境保全協力金の額の確定)

第 7 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、環境保全協力金の額を確定し、搬入地方公共団体の長に通知するものとする。

2 環境保全協力金の額は、搬入地方公共団体から民間一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物の総重量 1 トン(1 トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。)当たり 1,000 円とする。

3 前項の規定にかかわらず、自然災害により搬入地方公共団体の区域内で一般廃棄物を処理することが困難である場合は、当該一般廃棄物の搬入に係る環境保全協力金の額は、無償とする。

(環境保全協力金の納付)

第 8 条 搬入地方公共団体の長は、前条第 1 項の規定による通知を受けた後、30 日以内に環境保全協力金を市に納付するものとする。

(環境保全協力金の用途)

第 9 条 市は、本市における環境負荷の低減を図るため、環境保全協力金を環境保全の推進に関する事業に充てるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 5 条までの規定による手続その他の必要な行為については、同日前においても行うことができる。